

総税企149号
平成28年11月28日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長 殿
各指定都市議会議長

総務大臣

地方税法の改正等について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）は平成28年11月28日にそれぞれ公布され、原則として公布の日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

I 総括的事項

世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するためにあらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、以下の点について所要の改正を行うこととした。

- (1) 地方消費税の税率引上げの施行日の変更及び消費税に係る地方交付税の率の変更等を行うこととした。
- (2) 法人住民税の法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更を行うこととした。
- (3) 自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更を行うこととした。
- (4) 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長することとした。

II 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の改正に関する事項

- (1) 消費税の収入額に対する地方交付税の率について、以下の措置を講ずることとした。
 - ア 平成31年度から20.8%（消費税率換算1.47%）とすること。（税制抜本改革法4）
 - イ 平成32年度から19.5%（消費税率換算1.52%）とすること。（税制抜本改革法5）
 - ウ アの施行期日を平成31年4月1日とし、イの施行期日を平成32年4月1日とすること。（税制抜本改革法附則1）
- (2) 地方消費税の税率の78分の22（消費税率換算2.2%）への引上げに係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。（税制抜本改革法附則1）

III 地方税法の改正に関する事項

個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長することとした。（法附則5の4の2①④⑥⑨、附則45③⑥）

IV 地方税法等の一部を改正する等の法律の改正に関する事項

第1 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 法人税割の税率の引下げに係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。（平成28年改正法附則1、4②）
- (2) (1)に伴い、外国税額控除の限度額の計算方法等に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。（平成28年改正令附則1）
- (3) 特定寄附金税額控除に係る控除額の変更に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。（平成28年改正法附則1、4②）

2 事業税

- (1) 都道府県が、納付された法人の事業税の額の一部に相当する額を、都道府県内の市町

村に対し、各市町村の従業者数で按分して交付する交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の創設に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。ただし、平成31年度に限り、市町村に対し交付するものとされる法人事業税交付金は、同年度内に交付しないで、平成32年度に市町村に対し交付するものとされる法人事業税交付金に加算して交付するものとする。こととした。（平成28年改正法附則1、6②～⑤）

- (2) 都道府県が市町村に交付すべき法人の事業税額を算出する際に当該都道府県に納付された法人の事業税額に相当する額に乗じる率に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。（平成28年改正令附則1、4②）
- (3) 都道府県が法人の事業税の一部を市町村に交付する場合における交付時期及び交付時期毎に交付すべき額に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。（平成28年改正令附則1、4②～④）
- (4) 第3の4に伴い、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の事業税の標準税率の変更に伴う経過措置について、次のとおり見直すこととした。（平成28年改正法附則5⑥⑦）

ア 資本金1億円超の普通法人のうち平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて2分の1から0の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。

イ 資本金1億円超の普通法人のうち平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に4分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて4分の1から0の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。

3 自動車取得税

自動車取得税の廃止に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。（平成28年改正法附則1、平成28年改正令附則1）

4 自動車税

- (1) 環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。（平成28年改正法附則1、平成28年改正令附則1）
- (2) 平成29年4月1日に施行することとされている、次に掲げる平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に取得された自動車に係る環境性能割の特例措置に係る規定を削除することとした。（平成28年改正法2、平成28年改正令1）

- ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置
 - ウ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置
 - エ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置
 - オ 車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置を備える自動車に初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置
 - カ 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車に係る非課税措置
- (3) 現行の自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。（平成28年改正法附則1、平成28年改正令附則1）
- (4) (3)に伴い、次に掲げる自動車税の特例措置について、所要の規定の整備を行うこととした。（平成28年改正法1の2）
- ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置
 - イ 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置
 - ウ 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車に係る非課税措置

第2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 法人税割の税率の引下げに係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。（平成28年改正法附則1、17②）
- (2) (1)に伴い、外国税額控除の限度額の計算方法等に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。（平成28年改正令附則1）
- (3) 特定寄附金税額控除に係る控除額の変更に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。（平成28年改正法附則1、17②）

2 軽自動車税

- (1) 環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。（平成28年改正法附則1、平成28年改正令附則1）
- (2) 平成29年4月1日に施行することとされている、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に取得された被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車に係る環境性能割の非課税措置に係る規定を削除することとした。（平成28年改正法2、平成28年改正令1）

- (3) 現行の軽自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。(平成28年改正法附則1、平成28年改正令附則1)
- (4) (3)に伴い、次に掲げる軽自動車税の特例措置について、所要の規定の整備を行うこととした。(平成28年改正法1の2)
 - ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車の税率を軽減する特例措置
 - イ 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等に係る非課税措置

第3 その他

- 1 第1の2(1)に伴い、地方税の減収に伴う地方債の特例措置に係る改正規定の施行期日を平成32年4月1日とすることとした。(平成28年改正法7の2、附則1)
 - 2 平成31年度及び平成32年度に限り、廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に係る地方債の特例措置を講ずることとし、当該特例措置に係る改正規定の施行期日を平成31年4月1日とすることとした。(平成28年改正法7、7の2、附則1)
 - 3 地方税法の改正に伴う地方債の特例措置について、II(2)、IVの第1の1(1)、第2の1(1)及び第3の4に伴い、法人事業税交付金に係る部分以外の部分に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とし、IVの第1の2(1)に伴い、法人事業税交付金に係る部分に係る改正規定の施行期日を平成32年4月1日とすることとした。(平成28年改正法7、7の2、附則1)
 - 4 地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすることとした。(平成28年改正法附則1、31、32、平成28年改正令附則1、16)
- V 地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第316号)の改正に関する事項
地方消費税率の78分の22(消費税率換算2.2%)への引上げの実施時期が平成31年10月1日とされること等に伴い、地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置等の施行期日を改正する等の規定の整備を図ることとした。(平成26年改正令附則1、4~8、10、11)
- VI 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)の改正に関する事項
- 1 法人事業税交付金の創設に伴う特別区財政調整交付金の総額を定める地方自治法施行令の規定に係る改正規定の施行期日を平成32年4月1日とすることとした。(平成28年改正令附則1、14①~③)
 - 2 環境性能割交付金の創設に伴う特別区財政調整交付金の算定方法を定める地方自治法施行令の規定に係る改正規定の施行期日を改正する等の規定の整備を図ることとした。(平成28年改正令附則1、14④)
 - 3 地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴う標準的な規模の収入の額の算定方法を定める地方財政法施行令の規定等に係る改正規定を削除することとした。(平成28年

改正令 7)

- 4 平成 28 年改正法附則第 31 条第 9 項又は第 13 項の規定による支払金を国税収納金整理資金に関する法律第 2 条第 2 項の政令で定める支払金に含まれるものとする国税収納金整理資金に関する法律施行令の規定に係る改正規定の施行期日を平成 33 年 2 月 1 日とすることとした。(平成 28 年改正令附則 1)

VII 予算決算及び会計令の改正に関する事項

地方交付税法の改正により消費税の収入額に対する地方交付税の率が平成 32 年度から 19.5% となることに伴い、剰余金の計算方法について所要の見直しを行うこととした。(予算決算及び会計令 19)

VIII 地方自治法施行令の改正に関する事項

平成 32 年度以後の年度分の特別区財政調整交付金の算定方法について、所要の見直しを行うこととした。(地方自治法施行令 210 の 12)

IX 特記事項

自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を受ける自動車及び軽自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲については、平成 30 年度中に、自動車及び三輪以上の軽自動車に係る環境への負荷の低減に関する技術開発の動向、地方財政への影響等を勘案して見直しを行い、必要な法制上の措置を講ずることとした。(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律附則②)

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)

「税制抜本改革法」：社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 69 号)

「平成 28 年改正法」：地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 13 号)

「平成 28 年改正令」：地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成 28 年政令第 133 号)

「平成 26 年改正令」：地方税法施行令の一部を改正する政令(平成 26 年政令第 316 号)